

令和6年度からは、介護サービス事業所が行う財務状況の報告は、情報公表システムへの財務諸表のアップロードとデータベースシステムへの収益・費用等の入力の2つが必要になります。

	①事業所から情報公表システムへの提出 (令和6年度より、調査票の中に、新たな報告項目として財務諸表が加わる)	②事業所から「介護事業財務情報データベースシステム(仮称。情報公表システムとは別)」への提出 ※R6年度から開始
根拠条文	介護保険法第 115 条の 35	介護保険法第 115 条の 44 の2
対象事業所	以下に該当しない、 政令市を除く 全ての市町村に所在する全ての介護保険事業所。ただし(※1)のサービスを除く。 ① 前年度 に提供を行った介護サービスに係る費用の支給の対象となるサービスの対価として支払いを受けた金額が100万円以下であること ② 災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由があること	以下に該当しない、全ての市町村に所在する全ての介護保険事業所。ただし(※1)のサービスを除く。 ① 報告対象の会計年度 に提供を行った介護サービスに係る費用の支給の対象となるサービスの対価として支払いを受けた金額が100万円以下であること ② 災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由があること
国からの通知の発出	令和6年10月18日 介護保険最新情報 Vol.1322	令和6年8月2日 介護保険最新情報 Vol.1297
報告に使用するシステムへのログインに必要なIDやパスワード	県による付番	G ビズ ID プライムアカウント (デジタル庁所管)
報告内容	財務諸表(原則として損益計算書、貸借対照表及び資金収支計算書等。)	事業所の名称、所在地その他の基本情報、介護事業収益、介護事業費用(内訳については、給与費、業務委託費、減価償却費、水道光熱費、その他)及び職種ごとの職員の人数。
制度趣旨	利用者のサービス選択に資するよう、事業者の情報を広く公表すること	県が県内の介護サービス事業者の経営状況の調査・分析を行い、政策検討の基礎資料とすること
公表対象	事業所の財務諸表(都道府県に報告した内容がそのまま公表)	属性等に応じてグルーピングした分析結果(報告された個別の事業所の情報は非公表)
提出期間	令和6年11月11日から12月13日 督促あり	毎会計年度終了後、3ヶ月以内 ※令和6年度は会計年度終了時期が令和6年3月31日~12月31日の場合、令和7年3月31日までに報告
提出フォーマット	PDF 又は CSV データのアップロード	フォームに直接入力又はCSV データの取り込み
留意事項	介護保険施行規則上、令和6年度から報告が義務付けられている項目である。	情報公表と異なり、政令市所管の事業所も報告先は県となる。

(※1)介護予防支援、居宅療養管理指導、診療所が行う短期入所療養介護、養護老人ホームが行う(地域密着型)特定施設入居者生活介護